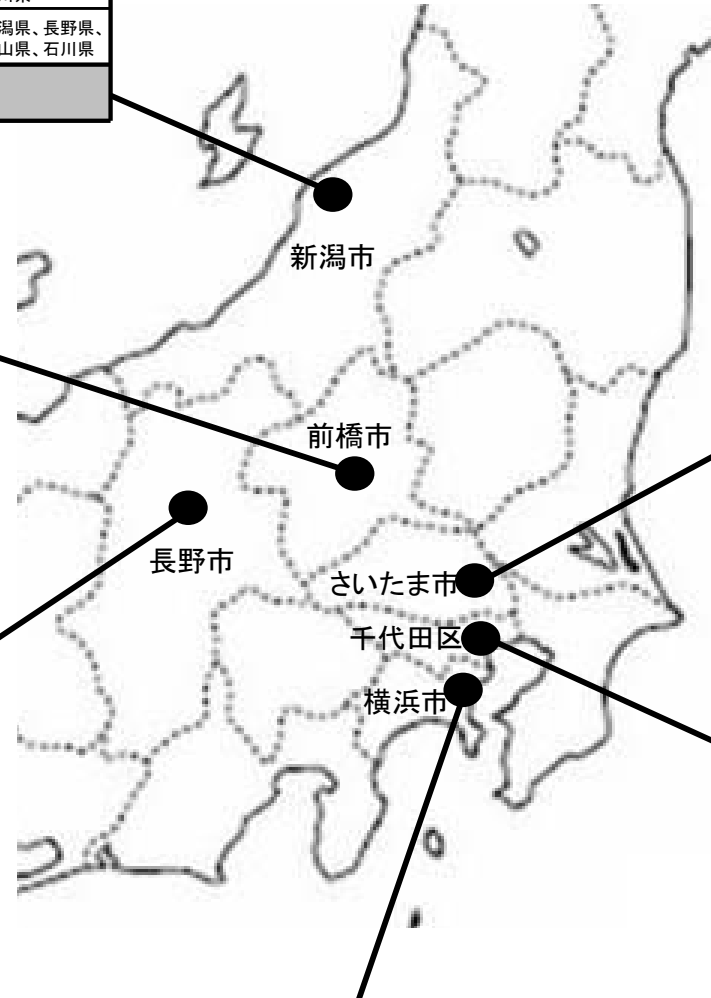


機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
新潟漁業調整事務所	17	119	—	—
北陸地方整備局	2,014	504,550	事務所29 出張所等77	新潟県、富山県、 石川県
北陸信越運輸局	298	3,310	運輸支局4 事務所2	新潟県、長野県、 富山県、石川県
計	2,329	507,979		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東森林管理局	786	23,933	24	福島県、新潟県、 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 静岡県、神奈川県、 山梨県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
信越総合通信局	79	856	—	新潟県、長野県
中部森林管理局	557	20,622	12	長野県、富山県、 岐阜県、愛知県
長野市合計	636	21,478		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東運輸局	863	9,902	運輸支局8 事務所17	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県



機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東信越厚生局	168	1,673	1	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県
関東農政局	3,234	179,867	地方農政事務所9 事務所・事業所等46	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
関東経済産業局	366	14,265	4	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、 静岡県
関東地方整備局	4,422	2,284,501	事務所55 出張所等144	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県
関東地方環境事務所	56	1,766	12	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県
計	8,246	2,482,072		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
関東総合通信局	313	3,258	—	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
東京法務局	3,849	54,104	地方法務局10 支局・出張所165	新潟県、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、 静岡県
東京航空局	1,826	10,108	38	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県、 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
計	5,988	67,470		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿農政局	1,750	102,041	地方農政事務所5 事務所・事業所等23	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿総合通信局	177	1,769	-	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
大阪法務局	1,599	22,131	地方法務局5 支局・出張所63	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿厚生局	121	1,229	1	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中央労働委員会 近畿地方事務所	5	51	-	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
近畿中国森林管理局	452	11,614	14	石川県、三重県、 福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、 広島県、山口県
近畿経済産業局	310	6,774	1	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿地方整備局	2,537	1,334,090	事務所37 出張所等85	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿運輸局	488	5,885	運輸支局5 事務所3	滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県、 和歌山県
大阪航空局	2,517	27,388	43	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県、福井県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県
近畿地方環境事務所	42	1,305	6	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
計	8,248	1,412,236		



機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
北陸総合通信局	76	775	-	富山県、石川県、 福井県
北陸農政局	1,509	148,599	地方農政事務所3 事務所・事業所等23	新潟県、富山県、 石川県、福井県
計	1,585	149,374		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
東海総合通信局	141	1,504	-	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県
名古屋法務局	1,200	16,746	地方法務局5 支局・出張所51	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県、福井県
東海北陸厚生局	67	712	-	静岡県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県
中央労働委員会 中部地方事務所	4	49	-	長野県、新潟県、 静岡県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
東海農政局	1,232	74,627	地方農政事務所2 事務所・事業所等16	岐阜県、愛知県、 三重県
中部経済産業局	235	16,455	1	富山県、石川県、 岐阜県、愛知県、 三重県
中部地方整備局	2,702	1,020,188	事務所39 出張所96	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県
中部運輸局	517	6,002	運輸支局5 事務所8	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
中部地方環境事務所	57	1,682	12	長野県、富山県、 石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、 福井県
計	6,155	1,137,965		

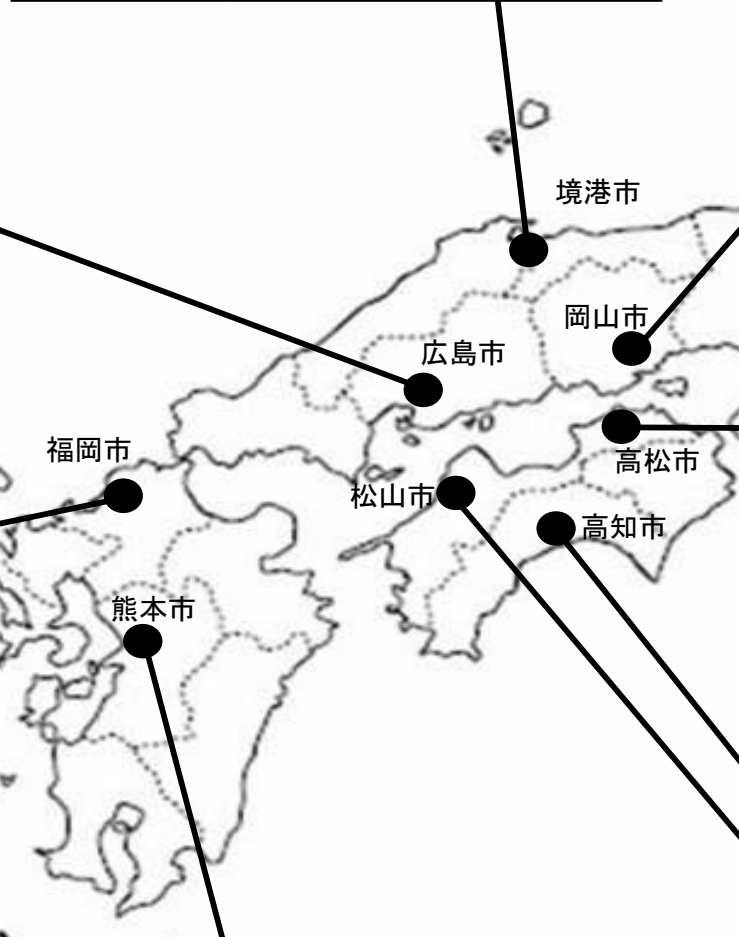
機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
瀬戸内海漁業調整事務所	23	397	-	-
神戸運輸監理部	179	1,701	事務所2	兵庫県
計	202	2,098		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国総合通信局	117	1,137	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
広島法務局	818	11,159	地方法務局4 支局・出張所38	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国四国厚生局	49	521	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中央労働委員会 中国地方事務所	4	46	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国経済産業局	174	9,216	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国地方整備局	1,933	689,936	事務所30 出張所等64	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国運輸局	440	4,513	運輸支局5 事務所5	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
計	3,535	716,528		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
境港漁業調整事務所	20	161	-	

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国四国農政局	2,307	180,153	地方農政事務所8 事務所・事業所等36	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
中国四国環境事務所	51	1,730	9	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県
計	2,358	181,883		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
福岡法務局	1,528	20,179	地方法務局7 支局・出張所75	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州厚生局	88	990	3	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
中央労働委員会 九州地方事務所	5	57	-	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州漁業調整事務所	67	1,048	-	
九州経済産業局	257	13,452	-	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州地方整備局	3,301	1,110,922	事務所48 出張所等93	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州運輸局	589	6,360	運輸支局7 事務所9	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県
計	5,835	1,153,008		



機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
高松法務局	499	6,656	地方法務局3 支局・出張所21	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国厚生支局	31	301	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
中央労働委員会 四国地方事務所	4	45	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国経済産業局	126	5,072	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国地方整備局	1,389	346,519	事務所21 出張所等36	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
四国運輸局	300	3,309	運輸支局4 事務所2	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
計	2,349	361,902		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
四国森林管理局	350	13,712	7	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
九州総合通信局	149	1,493	-	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州農政局	2,724	251,572	地方農政事務所6 事務所・事業所等54	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
九州森林管理局	698	20,839	18	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
九州地方環境事務所	71	2,039	17	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
計	3,642	275,943		

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
四国総合通信局	90	919	-	徳島県、香川県、 愛媛県、高知県

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
沖縄総合事務局	988	141,257	34	沖縄県
沖縄総合通信事務所	43	495	-	沖縄県
計	1,031	141,752		

那覇市

厚生労働省 都道府県労働局

機関名	職員数(人)			合計	予算規模 (百万円)	下部機関数		合計
	本局	労働基準 監督署	公共職業 安定所			労働基準 監督署	公共職業 安定所	
北海道労働局	249	299	653	1,201	47,372	17	40	57
青森労働局	88	50	173	311	8,755	6	10	16
岩手労働局	86	55	141	282	6,229	7	14	21
宮城労働局	91	68	214	373	9,858	5	11	16
秋田労働局	92	48	143	283	6,027	6	11	17
山形労働局	81	57	135	273	6,234	5	8	13
福島労働局	108	98	221	427	10,029	8	16	24
茨城労働局	98	86	182	366	10,859	8	14	22
栃木労働局	90	73	143	306	7,908	7	12	19
群馬労働局	98	80	151	329	8,610	7	12	19
埼玉労働局	138	125	340	603	20,390	8	15	23
千葉労働局	129	113	281	523	18,762	8	13	21
東京労働局	448	509	1,482	2,439	62,668	18	22	40
神奈川労働局	205	218	567	990	30,478	12	17	29
山梨労働局	75	35	92	202	4,413	4	8	12
長野労働局	112	102	235	449	11,340	9	14	23
新潟労働局	116	121	261	498	13,227	9	16	25
富山労働局	85	49	143	277	7,255	4	8	12
石川労働局	82	55	125	262	5,857	4	11	15
岐阜労働局	103	91	178	372	11,842	7	10	17
静岡労働局	139	148	294	581	16,563	7	18	25
愛知労働局	246	258	546	1,050	31,598	14	20	34
三重労働局	90	85	147	322	9,461	6	9	15
福井労働局	76	42	107	225	5,568	4	8	12
滋賀労働局	72	41	102	215	7,257	3	7	10
京都労働局	131	101	280	512	15,449	7	14	21
大阪労働局	326	368	861	1,555	45,354	13	19	32
兵庫労働局	194	224	580	998	28,468	11	24	35
奈良労働局	77	39	102	218	6,593	4	5	9
和歌山労働局	83	61	109	253	6,715	5	8	13
鳥取労働局	73	30	80	183	3,726	3	6	9
島根労働局	79	36	97	212	4,606	4	9	13
岡山労働局	110	79	206	395	12,519	6	14	20
広島労働局	143	129	341	613	17,689	8	17	25
山口労働局	104	93	208	405	9,030	8	12	20
徳島労働局	75	37	101	213	5,672	4	8	12
香川労働局	77	45	107	229	5,843	5	7	12
愛媛労働局	87	67	142	296	11,954	5	8	13
高知労働局	77	43	111	231	9,658	4	6	10
福岡労働局	189	246	642	1,077	26,102	12	22	34
佐賀労働局	76	44	117	237	4,860	4	6	10
長崎労働局	92	79	199	370	11,382	6	10	16
熊本労働局	96	71	178	345	9,182	6	10	16
大分労働局	83	50	137	270	9,695	5	8	13
宮崎労働局	79	40	119	238	7,229	4	8	12
鹿児島労働局	91	62	199	352	9,205	5	14	19
沖縄労働局	86	38	118	242	5,861	5	5	10
合計	5,625	4,888	12,090	22,603	645,354	327	584	911

【個別の機関の管轄区域等に関する注】

- 中央労働委員会地方事務所
  - ・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県については、中央労働委員会事務局が直轄している。
- 地方農政局
  - ・北海道においては、農政局の事務の一部を国土交通省北海道開発局(国土交通省)が所掌している。
  - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。
- 漁業調整事務所
  - ・各事務所は都道府県の地先海面を管轄している。
  - ・沖縄県は、水産庁と内閣府沖縄総合事務局の共管である。
  - ・茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県の地先海面については、水産庁が直轄している。
- 経済産業局
  - ・通商に関する事務については、関門港は、「九州経済産業局」の管轄である。
  - ・石炭の生産その他石炭鉱業に関する事務については、福島県は、「関東経済産業局」の管轄である。
  - ・電気に関する事務については、新潟県は、「東北経済産業局」、長野県、静岡県の一部、福井県の一部は、「中部経済産業局」の管轄である。
  - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。
- 地方整備局
  - ・港湾、空港、航路等に関する事務については、長野県及び福井県は「北陸地方整備局」、山口県のうち下関市は「九州地方整備局」の管轄である。
  - ・複数の地方整備局の管轄区域にわたる河川の管理等について、管轄区域の特例がある。
  - ・北海道は、国土交通省北海道開発局の所管である。
  - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。
- 地方運輸局
  - ・海事関係事務については、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は、「九州運輸局」の管轄である。
  - ・沖縄県は、内閣府沖縄総合事務局の所管である。

## 第5章 第2次勧告に向けた検討課題

### （1）国の出先機関の改革の基本方向

#### ア 見直しの視点

国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する観点から、「骨太の方針2007」に示された政府の方針を踏まえつつ、国の出先機関を大胆に合理化する抜本的な改革に向けた検討を進める。

これにより、国の出先機関の事務・権限の大幅な地方移譲や廃止などを行うとともに、国の出先機関を廃止・縮小する。

国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討にあたっては、地方自治法及び地方分権改革推進法が定める国と地方の役割分担を踏まえつつ、以下のような事務・権限の仕分けの考え方（具体的内容については別紙3参照）に沿って整理を行う。

#### 【国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方】（注1、2）

##### ① 重複型

事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの（民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）民間に対する助成・支援等

地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

##### ② 分担型

法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの（直轄公共事業や、民間に対する許可・監督など）

（例）直轄公共事業

事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、地域的なものは原則として地方が担うこととし、その一部を国で実施せざ

るを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化。また、広域的なものについても直轄事業の対象範囲を極力限定

必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映

### ③ 関与型

地方自治体への関与等（地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など）

#### （例）地方自治体の諸活動の調整

地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

### ④ 国専担型

現在は主に国のみでその事務を行っているもの（民間に対する許認可・監督や、保険、登記など）

#### （例）民間に対する許認可・監督等

地方自治体による総合行政の確立等に資するものは地方移譲を基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

一つの地方自治体で完結するものと、複数の地方自治体にまたがるものとの区分が可能な場合、前者は原則として地方が担うこととし、後者についても地方自治体の域外規制等による対応を検討

（注1）上記の「重複型」、「分担型」、「関与型」及び「国専担型」は、第1章に掲げた国と地方の役割分担のメルクマールに対応している。

ただし、第1章のメルクマールのうち、「重層型」については、国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するものであり、国の出先機関の事務・権限としては基本的に該当するものがないことから、上記の分類には含めていない。

（注2）上記の例における「一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合」としては、例えば、地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるものや、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの等が該当するものと考えられる（別紙3の欄外注1を参照）。

## イ 見直しの進め方

1) 国の出先機関の事務・権限について、これまでに委員会において調査審議を



行ってきたものを中心に、別紙3に掲げる分類の考え方に照らして以下の①から④に仕分けする。

- ① 事務・権限の廃止（民営化、独法化等を含む。）を検討するもの
- ② 事務・権限の地方への移譲を検討するもの
- ③ 事務・権限の本府省等への移管を検討するもの
- ④ 上記のいずれにも仕分けできず、引き続き国の出先機関において処理せざるを得ないと判断するもの

なお、上記②の事務・権限の地方への移譲にあたり、事務・権限の対象範囲が2以上の地方自治体にまたがる場合については、当該事務・権限を的確に遂行できるようにするため、例えば、地方自治体相互の協議・調整・連携、地方自治体による共同処理、地方自治体による域内事業者の域外事業所に対する規制といった仕組みを講ずることを検討する。

- 2) 上記1)の仕分けに基づき対象となる出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員のあり方などについて、結論又は方向性を示す。

その際、特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものを含め、地方自治体との間の重複、分担及び関与といった事務・権限につき二重行政の問題を解消する観点から検討が必要な国の出先機関については、次の方針に沿って抜本的な見直しを行う。

- ① 事務・権限の廃止（民営化、独法化等を含む。）、地方への移譲、本府省等への移管により、国の出先機関の事務・権限として存続するものが無くなる場合は、当該出先機関を完全に廃止する。
- ② 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合にも、存続させる事務・権限を担う組織が関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないよう、例えば、当該府省の他の出先機関への事務・権限の吸収、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の一元化などにより、原則として当該出先機関を廃止する方向で検討する。

なお、都道府県単位機関の場合は、あわせて、存続させる事務・権限をブロック単位機関へ集約化することにより、当該都道府県単位機関を廃止することを検討する。

- 3) 委員会は、上記1)の仕分けに基づく国の出先機関の事務・権限の整理を行

い、本年夏に「中間報告」として取りまとめた上で、各府省の見解を求め、国の出先機関の抜本的な改革について結論を得て、勧告を行う。

## ウ その他

- 1) 国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方への職員の移行等が不可欠である。その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用の確保や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みについて、あわせて検討する。
  
- 2) 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合、存続させる事務・権限を担うこととした組織において二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにするための仕組みについても検討する。



事務・権限の分類（想定される主なもの）	考え方	
<b>1 重複型</b> 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	①助成（対民間） 民間事業者・個人等に対する助成・支援等に関するもの ②調整（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の調整・あっせん等に関するもの ③広報啓発・相談（対民間） 民間事業者・個人等に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	○ すでに地方でも同様の事務を行っており、地方に一元化することを基本とする。 ○ 一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 <sup>(※)</sup> は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「広域性」「統一性」「新規性」等（注1参照）】 ○ 関連する他の分類の事務・権限（許認可・監督、助成等）に従属して同様の取扱いとすることを基本とする。
<b>2 分担型</b> 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	①直轄公共事業 直轄公共事業に関するもの（整備、維持管理、調査等） ②許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	○ 事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、以下の取扱いとする。 広域的なもの：直轄事業の対象範囲を極力限定 地域的なもの：原則として地方が担う ○ 地域的なものの一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 <sup>(※)</sup> は、対象範囲を明確化・厳格化した上で実施。 【※の事由：「緊急性」「新規性」等（注1参照）】 ○ 必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映。 ○ 複数の地方自治体にまたがる事業を国が分担している場合は、地方自治体の域外規制等による対応を検討。 ○ 上記以外の区分で国と地方が役割分担している場合は、地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 <sup>(※)</sup> は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
<b>3 関与型</b> 地方自治体への関与等	①許認可・監督（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の許認可・監督等に関するもの ②助成（対地方自治体） 地方自治体に対する助成・支援等に関するもの ③調整（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の調整・あっせん等に関するもの ④広報啓発・相談（対地方自治体） 地方自治体に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	○ 本府省と地方自治体との間の経由・連絡事務については、廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。 ・ 経由・連絡事務以外の事務・権限や、経由・連絡事務の根元にある本府省の事務・権限については、必要に応じ、義務付け・枠付け及び関与の見直しのなかで取扱いを検討。 ○ 地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 <sup>(※)</sup> は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「広域性」「統一性」等（注1参照）】 ○ 関連する他の分類の事務・権限（許認可・監督、助成等）に従属して同様の取扱いとすることを基本とする。
<b>4 国専担型</b> 現在は主に国のみでその事務を行っているもの	①許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの ②保険 公的保険等に関するもの ③登記 登記に関するもの ④国家試験 国家試験に関するもの ⑤統計 統計調査に関するもの ⑥その他	○ 地方自治体による総合行政の確立等 <sup>(注2)</sup> に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 複数の地方自治体にまたがるものと、一つの地方自治体で完結するものの区分が可能な場合は、以下の取扱いとする。 広域的なもの：地方自治体の域外規制等による対応を検討 地域的なもの：原則として地方が担う ○ 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 <sup>(※)</sup> は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【※の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】 ○ 保険制度（保険者、保険財政等）との関係を踏まえつつ、地方自治体による総合行政の確立等 <sup>(注2)</sup> に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 地方自治体による総合行政の確立等 <sup>(注2)</sup> に資するものは地方移譲を基本とする。 ○ 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 <sup>(※)</sup> は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、民間委託等を重点的に考慮し、なお直接実施すべきものは原則として本府省で実施。 【※の事由：「統一性」等（注1参照）】 ○ 個別に検討。

（注1）「国で実施せざるを得ないと認められる場合」の事由の例

- 「国際性」外国政府等との連携・調整等を伴うもので、相手方が地方自治体を折衝の対象と認めず、国（本府省）を経由した対応も困難なもの
- 「広域性」複数の都道府県に関係し、関係都道府県から要望があるもの
- 「統一性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるもの
- 「緊急性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの  
 （直轄公共事業の場合：国民の生命・財産に重大な被害を生じ、特に緊急の対応を要する災害復旧事業）
- 「新規性」期間を限定して試行的に実施するもの  
 （直轄公共事業の場合：先進的で高度な技術力・専門知識等を要するものであって、将来は地方にまかせることを前提とするもの）

（注2）「地方自治体による総合行政の確立等」の例

- 地方自治体による総合行政の確立、地方自治体の自主性・自立性の発揮、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化等
- 特に、地方が独自に行わざるを得なくなっている施策に関連する国の出先機関の事務・権限

（注3）重複型、分担型及び国専担型における本府省と民間事業者・個人等との間の経由・連絡事務については、必要に応じ、根元にある本府省の事務・権限とあわせて取扱いを検討。また、本府省の事務・権限を存置する場合も、経由・連絡事務は廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。

## 地方分権改革推進要綱（第1次）（抄）

平成20年6月20日  
地方分権改革推進本部決定

「活力ある地方」を創出するためには、地方分権改革を推進し、地方が自ら考え、実行できる体制を整備することが重要である。また、地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになる。

政府は、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に定める基本方針に即しつつ、地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年（2008年）5月28日）を最大限に尊重し、下記の方針に沿って、地方分権改革の推進に強力に取り組む。具体的には、下記の第2により、速やかに所要の施策を実施するほか、「新分権一括法案」（仮称）を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出することとし、地方分権改革推進計画（以下「計画」という。）を策定するための所要の作業に着手してこれを着実に進める。地方公共団体に対しては、このために必要な協力を求めるものとする。

### 記

#### 第3 更なる地方分権改革の推進

委員会は、引き続き、第2次勧告等に向けて、国の出先機関の改革、法制的な仕組みの横断的な見直し、分権型社会に向けた税財政構造の構築及びその他の検討課題について調査審議を進めている。

このうち、国の出先機関の改革については、「骨太の方針 2007」を踏まえつつ、国と地方公共団体間の行政の重複を排除する等の観点から、委員会において、国と地方の役割分担のメルクマールに基づいて国の出先機関の事務・権限を仕分けし、整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員の在り方について、結論を得ることとしている。

また、法制的な仕組みの横断的な見直しについては、自治事務における地方公共団体の自主性の強化と条例制定権の及ぶ範囲の拡大等を目指し、各府省調査結果に基づき、国の法令による地方公共団体の諸活動に対する義務付けや枠付けについて見直しを行い、結論を得ることとしている。あわせて、地方公共団体の行政委員会、地方議会、財務会計、広域連携等の制度に関し、地方自治関係法制の見直しを行うこととしている。

更なる地方分権改革の推進に資するため、政府として引き続き委員会の活動を積極的に支援し、関係各府省は、以上の委員会の調査審議に挙げて協力するものとする。

## 経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）（抄）

### 第 4 章 国民本位の行財政改革

国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。このため、以下の改革に取り組むとともに、「基本方針 2006」<sup>25</sup>、「基本方針 2007」<sup>26</sup>に沿って資産債務改革等を実行する。

#### 1. 国民本位の行財政への転換

##### （1） 地方分権改革

###### 【改革のポイント】

1. 平成 21 年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。
2. 国の出先機関を大胆に合理化する。
3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

###### 【具体的手段】

##### （1） 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第 1 次勧告」<sup>27</sup>を受けた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」<sup>28</sup>に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

##### （2） 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第 1 次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成 20 年度内に策定する。

- ① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本
- ② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体

<sup>25</sup> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

<sup>26</sup> 「経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

<sup>27</sup> 「第 1 次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（平成 20 年 5 月 28 日）

<sup>28</sup> 「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」（平成 20 年 6 月 20 日）

がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本

③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本

④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本

### (3) 道州制の導入に向けた検討

道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。